

業務上横領容疑の家宅搜索(2007年2月)に対する国家損害賠償請求訴訟にあたって

1. 本日、JR総連、(財)日本鉄道福祉事業協会(以下、事業協会と呼ぶ)、(株)鉄道ファミリー、(株)さつき企画の4団体、および佐藤政雄元事業協会理事長をはじめとする25人は、東京都(警視庁公安二課)と国(東京簡易裁判所)を相手取り、総額9,339万円の賠償を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に申し立てた。

この国家賠償請求訴訟は、警視庁公安二課が今年2月15日と2月19日、「業務上横領事件」をでっち上げ、4団体・25人に不当な家宅搜索と身体搜索、差押をおこなったことに対するものである。

2. 公安二課が行った搜索差押の理由は、「日本鉄道福祉事業協会の元理事長が、2000年6月28日、同協会の金1億5千万円を横領した」という「業務上横領」容疑であった。しかし、押収された物の大部分は「事件」から5年以上経った最近の会計帳簿や会議資料など、「業務上横領」容疑に結びつくものはない。また、資金の移動は、事業協会から「さつき会(旧動労組合員の親睦・相互扶助団体)」への貸付によるもので、「さつき会」は2003年2月までに利子も含めて全額返済しており、事業協会はまったく実害を受けておらず、業務上横領の疑いが生じる余地など全くない「デッチ上げ事件」である。

3. 今年2月15日と2月19日に行われた家宅搜索は、JR総連及び目黒さつき会館に所在する団体・個人に対し行われた3度目の強制搜索である。しかし、2003年6月の「東京駅事件」は不起訴が決定し、2005年の「業務上横領事件」も4名の被疑者のうち3名の不起訴が決定。残る1名ははまだ書類送検もできないでいる。そして今回の「業務上横領事件」も公訴時効が本年6月28日であるにもかかわらず、公安二課は東京地検に書類送検をすることもできないでいる。

以上のように、これまでの三度にわたる家宅搜索など、いずれの「事件」も起訴や書類送検ができない「デッチ上げ事件」であり、JR総連および関係団体への公安警察による国策捜査であったことは明らかである。

4. 2002年11月のJR浦和電車区事件から始まった一連の国策捜査は、日本を再び戦争のできる国にしようとする支配者が、憲法9条を守り平和と基本的人権および労働者の団結権を守る闘いを進めてきたJR総連などを社会的に孤立化させ、破壊することを意図したものである。

われわれは日本労働運動史上、かつて経験したことのない公安警察によるこの間の大弾圧に、一歩もひるむことなく反撃の闘いを展開してきた。そして一歩々々、社会的な共感の輪を創りだしてきている。とりわけJR浦和電車区事件に対する東京地裁の判決が7月17日に予定されているが、この「事件」も公安警察によるデッチ上げであり、被告とされた美世志会7名が完全に無実・無罪であることは社会的にも明らかである。

われわれは、これからもかけられてくるであろう弾圧に対し断固闘う。今回の国賠訴訟もその反撃の闘いの一環として最後まで闘うことを明らかにする。

2007年7月3日

全日本鉄道労働組合総連合会
(財)日本鉄道福祉事業協会
(株)鉄道ファミリー
(株)さつき企画
佐藤政雄ほか24名

